

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その72)

年金の繰上げについて

Q 私は昭和27年4月10日生まれの女性で会社員です。定年まで勤めると厚生年金保険の加入が40年になります。年金はいつからもらえるのでしょうか？ 年金を繰上げてもらう制度があると聞きましたが、どのような制度なのでしょうか？

A 昭和60年の年金改正で、老齢基礎年金も老齢厚生年金も支給開始年齢は65歳とされました。ただし、経過措置として厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある人は下記の表のように65歳になる前に受けられる「特別支給の老齢厚生年金」があります。あなたの場合、60歳から報酬比例部分が支給され、64歳から定額部分が支給開始になります。
ただし、年金の繰上げ制度があり、60歳以降の希望する時期から、年金を繰上げて受け取ることができます。この場合、繰上げた期間に応じて減額された年金を受け取ることになります。

厚生年金（国）の支給開始年齢 繰上げ制度について

男性	女性	年金の種類	繰上げ制度について
昭16.4.1以前生まれ	昭21.4.1以前生まれ	特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分） 老齢厚生年金 老齢基礎年金	老齢基礎年金の繰上げ 次のいずれかを選択できる { 全額繰上げ または 一部繰上げ
昭16.4.2～昭18.4.1生まれ	昭21.4.2～昭23.4.1生まれ	特別支給の老齢厚生年金 報酬比例部分の老齢厚生年金 特別支給の老齢厚生年金 老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭18.4.2～昭20.4.1生まれ	昭23.4.2～昭25.4.1生まれ	報酬比例部分の老齢厚生年金 特別支給の老齢厚生年金 老齢厚生年金 老齢基礎年金	老齢基礎年金の繰上げ 全部繰上げのみ
昭20.4.2～昭22.4.1生まれ	昭25.4.2～昭27.4.1生まれ	報酬比例部分の老齢厚生年金 特別支給の老齢厚生年金 老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭22.4.2～昭24.4.1生まれ	昭27.4.2～昭29.4.1生まれ	報酬比例部分の老齢厚生年金 特別支給の老齢厚生年金 老齢厚生年金 老齢基礎年金	老齢厚生年金の繰上げ 報酬比例部分と同時に老齢基礎年金も繰上げ
昭24.4.2～昭28.4.1生まれ	昭29.4.2～昭33.4.1生まれ	報酬比例部分の老齢厚生年金 老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭28.4.2～昭30.4.1生まれ	昭33.4.2～昭35.4.1生まれ	報酬比例部分の老齢厚生年金 老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭30.4.2～昭32.4.1生まれ	昭35.4.2～昭37.4.1生まれ	報酬比例部分の老齢厚生年金 老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭32.4.2～昭34.4.1生まれ	昭37.4.2～昭39.4.1生まれ	報酬比例部分の老齢厚生年金 老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭34.4.2～昭36.4.1生まれ	昭39.4.2～昭41.4.1生まれ	報酬比例部分の老齢厚生年金 老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭36.4.2以降生まれ	昭41.4.2以降生まれ	老齢厚生年金 老齢基礎年金	

(注意) 支給開始年齢に達しても、在職中で厚生年金の被保険者である場合は、在職老齢年金の取扱いにより、一部または全部が停止される。失業保険受給中は全額停止される。

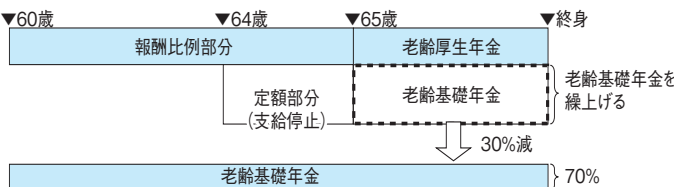
老齢基礎年金の全部繰上げ 65歳から受け取る老齢基礎年金を全部繰上げて受給する

(例) 60歳から全部繰上げした場合

$$792,100円 \times (100\% - 0.5\% \times 60月) \div 554,500円$$

⇒ 65歳時の年金を100%としたら、30%の減額

<計算式> 繰上げ後の老齢基礎年金額 = 老齢基礎年金額 × (100% - 0.5% × 繰上げ月数)

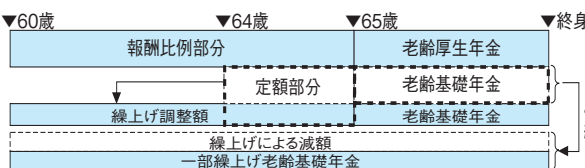


請求時の年齢	減額率
60歳到達月	0.5% × 60月 = 30%
61歳到達月	0.5% × 48月 = 24%
62歳到達月	0.5% × 36月 = 18%
63歳到達月	0.5% × 24月 = 12%
64歳到達月	0.5% × 12月 = 6%
65歳到達月	0.5% × 0月 = 0%

老齢基礎年金の一部繰上げ 定額部分と老齢基礎年金の一部を同時に繰上げて受給する

(例) 60歳から一部繰上げした場合

<計算式> 繰上げ後の老齢基礎年金額 = 繰上げ調整額 + 一部繰上げ老齢基礎年金
繰上げ調整額 = 定額部分 × (1 - 繰上げ月数 / 60月)
一部繰上げ老齢基礎年金 = 老齢基礎年金額 × 繰上げ月数 / 60月 × (100% - 0.5% × 繰上げ月数)



(繰上げ調整額) $792,100 \times (1 - 48/60) \div 158,400$
(一部繰上げ老齢基礎年金) $792,100 \times 48/60 \times (100\% - 0.5\% \times 60) \div 443,600$
(繰上げ後の老齢基礎年金) $158,400円 + 443,600円 = 602,000円$
⇒ 全部繰上げの場合より、一部繰上げの方が有利

全部繰上げか一部繰上げの選択の判断は？
● 厚生年金の加入が短く、国民年金の加入が長い場合 ⇒ 全部繰上げが有利
● 厚生年金の加入がおおむね24年以上の場合 ⇒ 一部繰上げが有利

* 今後とりあげてほしいご質問等がございましたら、shakaihoken_well@toyobo.jp までメールしてください。